

# 企業やNPO法人等の皆様のアイデアで 地域の雇用創出を！！

～ 「地域連携・提案型」の雇用創出事業 **2種類** 大募集 ～

愛媛県内の雇用失業情勢は、依然として厳しい状況が続いています。

このため愛媛県では、県内に活動拠点を置く企業やNPO法人等の皆様と連携して、地域のニーズにきめ細かく対応した雇用の場を創出したいと考えています。

つきましては、企業やNPO法人等の皆様の創意工夫を生かした雇用創出の企画（ただし、県の設定するテーマに沿ったもの）を募集しますので、ふるってご応募ください。要件を満たす優れた企画は、県が必要な修正を加えたうえで、提案団体に事業委託します。

## 募集する事業

- ・募集する事業は、県の基金を活用して実施する「地域連携・提案型ふるさと雇用再生事業」と「地域連携・提案型重点分野雇用創出事業」の2種類です。

## 募集する事業の内容

- ・両事業ともに、「介護」「医療」「農林水産」「環境・エネルギー」「観光」「地域社会雇用」の分野ごとに県が設定するテーマに沿って応募者自らが企画し、求職者・失業者（未就職卒業生も対象とします）を雇い入れて実施する事業です（裏面に分野別のテーマを掲載しています）

## 応募資格

- ・応募資格は、愛媛県内に事業所を置く民間企業、NPO法人、公益法人、その他の法人、法人以外の団体とします。ただし、「地域社会雇用」分野のテーマへの応募は、地域再生、街づくり、環境・農林、介護・保育、教育・人材、起業支援、雇用支援等の生活関連サービス分野など社会的課題に取り組む企業やNPO法人等になります。

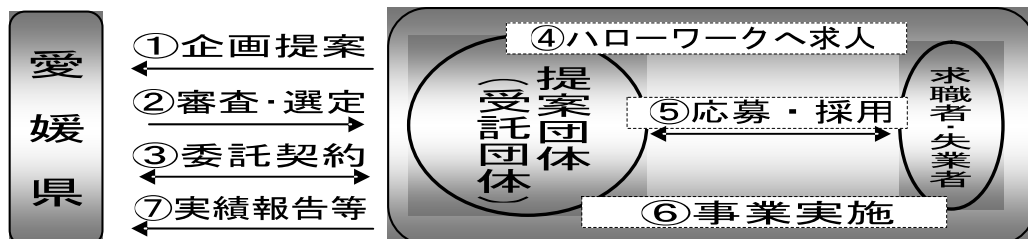
## 応募方法

- ・応募書類を入手し、応募申込書と企画書等を作成し、下記提出先へ郵送又は持参してください。  
入手方法 県のホームページからダウンロード（ と入力して  ）  
または、下記の応募先へ請求してください。

## スケジュール

- |         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 《提出期間》  | ・平成22年10月13日（水）～10月26日（火） 17時必着 |
| 《審査・選定》 | ・11月上旬（選定の結果は、県のホームページで公表します。）  |
| 《契約予定》  | ・11月中旬                          |
| 《雇用開始》  | ・12月1日（予定）                      |

## 【イメージ図】



## 応募先・お問い合わせ

愛媛県経済労働部管理局 労政雇用課雇用対策室（雇用創出係）

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2（愛媛県庁舎 第一別館6階）

電話：089 912 2509

E mail：koyoutaisaku@pref.ehime.jp

	<u>愛媛県地域連携・提案型 ふるさと雇用再生事業</u>	<u>愛媛県地域連携・提案型 重点分野雇用創出事業</u>												
事業の制度概要	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="416 286 831 376">           雇用期間は原則1年以上必要に応じて更新         </td> <td data-bbox="831 286 1034 376">           雇用期間         </td> <td data-bbox="1034 286 1449 376">           雇用期間は1年以内         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 376 831 465">           事業費に占める新規雇用失業者の件数割合は1/2以上         </td> <td data-bbox="831 376 1034 465">           人件費割合         </td> <td data-bbox="1034 376 1449 465">           同左         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 465 831 555">           未就職卒業者の雇用に配慮         </td> <td data-bbox="831 465 1034 555">           配慮事項         </td> <td data-bbox="1034 465 1449 555">           同左         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="416 555 831 680">           正規雇用化の場合、一時金の支給あり（事業主に対して、1人当たり30万円を支給）         </td> <td data-bbox="831 555 1034 680">           その他         </td> <td data-bbox="1034 555 1449 680">           -         </td> </tr> </table>	雇用期間は原則1年以上必要に応じて更新	雇用期間	雇用期間は1年以内	事業費に占める新規雇用失業者の件数割合は1/2以上	人件費割合	同左	未就職卒業者の雇用に配慮	配慮事項	同左	正規雇用化の場合、一時金の支給あり（事業主に対して、1人当たり30万円を支給）	その他	-	
雇用期間は原則1年以上必要に応じて更新	雇用期間	雇用期間は1年以内												
事業費に占める新規雇用失業者の件数割合は1/2以上	人件費割合	同左												
未就職卒業者の雇用に配慮	配慮事項	同左												
正規雇用化の場合、一時金の支給あり（事業主に対して、1人当たり30万円を支給）	その他	-												
事業の実施期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施期間は、契約締結の日から24年3月31日までの間です。</li> <li>ただし、委託契約は、各年度ごとに締結しますので、23年度分については、県の23年度当初予算の成立により締結することになります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の実施期間は、雇用期間が12ヶ月以内となるように事業ごとに設定することができます。</li> <li>ただし、委託契約は、各年度ごとに締結しますので、23年度分については、県の23年度当初予算の成立により締結することになります。</li> </ul>												
事業費の総額 (限度額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>求職者1人につき16ヶ月分の事業費の目安を8,000千円とします。これに雇用人数を乗じて得た額を事業費の総額(=限度額)としてください。総額の下限や雇用人数の上限はありません。</li> <li>事業の実施期間が16ヶ月より短い場合は、期間率を乗じた額を総額とします。</li> </ul> <p>(例1) 10人を16ヶ月雇用する場合は、80,000千円となります(8,000千円×10人)。</p> <p>(例2) 10人を15ヶ月間雇用する場合は、75,000千円となります(8,000千円×10人×15/16月)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>失業者1人につき12ヶ月分の事業費の目安を4,500千円とします。これに雇用人数を乗じて得た額を事業費の総額(=限度額)としてください。総額の下限や雇用人数の上限はありません。</li> <li>事業の実施期間が12ヶ月より短い場合は、期間率を乗じた額を総額とします。</li> </ul> <p>(例1) 10人を12ヶ月間雇用する場合は、45,000千円となります(4,500千円×10人)。</p> <p>(例2) 10人を5ヶ月間雇用する場合は、18,750千円となります(4,500千円×10人×5/12月)。</p> <p>(注) 提案された企画は、県が必要な修正を加えますので、事業費総額(限度額)は、委託契約の際に増減する場合があります。</p>												
事業の要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の既存事業で対応済みの事業でないこと</li> <li>求職者・失業者(未就職卒業者も対象とします)を新規に雇い入れること</li> <li>事業費のうち、新規に雇用する求職者・失業者に向けられる人件費の割合が、事業費の2分の1以上であること</li> <li>県が実施すべき公共性があり、応募者自らの事業活動の補助でないこと</li> <li>建設・土木事業でないこと</li> <li>草刈り、清掃等、単なる景観維持等のための軽作業でないこと</li> </ul> <p>などです。 詳細については、必ず募集要領を確認してください。</p>													

## Q & A 教えて? お答えします!

- Q 1 . 「ふるさと雇用再生事業」と「重点分野雇用創出事業」の違いは何ですか?  
A 1 . 「ふるさと雇用再生事業」は、平成 23 年度末まで事業を実施し、24 年度において、雇用されている者を継続して雇用することを目指す事業です。雇用継続となった場合、事業主からの請求により、県から事業主に一時金(1人当たり30万円)が支給されます。  
「重点分野雇用創出事業」は、一時的・緊急的な雇用・就業機会の創出を目指す事業です。雇用されている者を事業終了後に雇用継続することを目指すものではありません。また、一時金の支給もありません。
- Q 2 . 提案した事業は、県が必要な修正を加えるとありますが、どのような修正でしょうか。  
A 2 . 2つの事業はともに雇用創出を図ることが最大の目的ですが、県からの委託事業として成り立つ必要もあります。提案については、主にこれらの観点から内容を確認し、必要な修正を行うこととなります。
- Q 3 . 提案する事業数に上限はありますか。また、「ふるさと雇用再生事業」と「重点分野雇用創出事業」の両方に提案してもよいですか。  
A 3 . 提案数に上限はありません。また、両方の事業に提案することも可能です。ただし、雇用を伴わないアイデア提案の募集ではありませんので、ご注意ください。
- Q 4 . ふるさと雇用再生事業は、24 年度に雇用継続することを目指す事業とありますが、雇用継続できなかった場合、委託費の返還を求められますか。  
A 4 . 雇用継続に向けた努力をしたにもかかわらず、結果として継続できなかった場合においては、委託費の返還は求めません。
- Q 5 . 重点分野雇用創出事業の雇用期間は、契約締結後の 12 ヶ月の間に、事業ごとに設定できることとなっていますが、下限はありますか?  
A 5 . この事業の雇用期間は1年以内となっていますので、できるだけ1年間雇用できる事業が望ましいと考えていますが、短期間の事業もあり得ます。ただし、雇用期間は、最低3ヶ月以上であることを想定しています。
- Q 6 . 「重点分野雇用創出事業」は、雇用された者に対して、OJTとOff-JTをセットにして実施する必要があるのでしょうか。  
A 6 . OJTとOff-JTをセットにして実施する事業は、緊急雇用創出事業の「地域人材育成事業」です。「重点分野雇用創出事業」は、OJTとOff-JTの実施は要件になっていません。緊急雇用創出事業は、「重点分野雇用創出事業」と「地域人材育成事業」と「緊急雇用事業」の3つで構成されており、今回の募集は「重点分野雇用創出事業」です。
- Q 7 . 重点分野雇用創出事業の重点分野のうち「地域社会雇用」とは何ですか。  
A 7 . 「地域社会雇用」とは、社会的課題に取り組むNPO、企業等(これらを「社会的企業」といいます。)を委託先として実施する地域再生、街づくり、環境・農林、介護・保育、教育・人材、起業支援、雇用支援等の生活関連サービス分野の事業です。
- Q 8 . 事業の実施に伴って収益が生じた場合は、どのように扱うのですか。  
A 8 . ふるさと雇用再生事業の実施に伴い収益が発生する場合は、原則として、県に返還することとなります。重点分野雇用創出事業で収益が発生することは、想定していません。

その他のQ & Aは、県のホームページで公開していますので、そちらもご覧ください。

愛媛県地域連携・提案型ふるさと雇用再生事業、同重点分野雇用創出事業 募集テーマ一覧

分野	テーマ	担当課	問い合わせ先
介護	居宅サービス事業者(通所介護)の第三者評価に係る取組	長寿介護課 介護事業者係	TEL:089-912-2432 FAX:089-935-8075 メール:choujukaigo@pref.ehime.jp
医療	へき地医療に対する支援と魅力発信に向けた取組	医療対策課 医療政策係	TEL:089-912-2449 FAX:089-921-8004 メール:iryotaisaku@pref.ehime.jp
	エイズに関する正しい知識の普及・啓発と受検機会拡大に係る取組	健康増進課 感染症対策係	TEL:089-912-2402 FAX:089-912-2399 メール:healthpro@pref.ehime.jp
	高次脳機能障害者の社会復帰支援に関する取組	健康増進課 精神保健係	TEL:089-912-2403 FAX:089-912-2399 メール:healthpro@pref.ehime.jp
	難病に関する知識の普及・啓発に関する取組	健康増進課 特定疾患係	TEL:089-912-2404 FAX:089-912-2399 メール:healthpro@pref.ehime.jp
農林水産	県産農産物の販売促進に係る取組	農政課 企画係	TEL:089-912-2513 FAX:089-946-4584 メール:nousei@pref.ehime.jp
	愛媛県産材・特用林産物の利用促進に係る取組	林業政策課 木材利用推進係	TEL:089-912-2589 FAX:089-912-2594 メール:ringyou@pref.ehime.jp
	儲かる漁業への取組	漁政課 水産団体係	TEL:089-912-2607 FAX:089-945-8163 メール:gyosei@pref.ehime.jp
環境・エネルギー	バイオ燃料の利用促進に係る取組	環境政策課 温暖化対策係	TEL:089-912-2349 FAX:089-931-0888 メール:kankyoutai@pref.ehime.jp
	CO <sub>2</sub> 削減に関するエコ活動を拡大する取組	環境政策課 温暖化対策係	TEL:089-912-2349 FAX:089-931-0888 メール:kankyoutai@pref.ehime.jp
	一般県民や企業を対象とした環境学習の促進に係る取組	環境政策課 環境計画係	TEL:089-912-2346 FAX:089-931-0888 メール:kankyoutai@pref.ehime.jp
	県内の環境保全の推進に係る取組	環境政策課 環境計画係	TEL:089-912-2346 FAX:089-931-0888 メール:kankyoutai@pref.ehime.jp
	CO <sub>2</sub> 排出権(国内クレジット・J-V E R)取引の普及促進に係る取組	産業創出課 新事業支援係	TEL:089-912-2472 FAX:089-912-2469 メール:sangyosoyutsu@pref.ehime.jp
	環境付加価値を活用したビジネス(カーボンオフセット商品の開発、カーボンフットプリント制度の導入など)の普及促進に係る取組	産業創出課 新事業支援係	TEL:089-912-2472 FAX:089-912-2469 メール:sangyosoyutsu@pref.ehime.jp
	改造電気自動車の普及促進に係る取組	産業創出課 産学官連携係	TEL:089-912-2483 FAX:089-912-2469 メール:sangyosoyutsu@pref.ehime.jp
観光	観光客を迎える県民のホスピタリティの充実向上に係る取組	観光物産課 観光企画係	TEL:089-912-2490 FAX:089-912-2489 メール:kankou@pref.ehime.jp
	関東地方をターゲットとした誘客促進に係る取組	観光物産課 観光企画係	TEL:089-912-2490 FAX:089-912-2489 メール:kankou@pref.ehime.jp
	ファミリー層を対象とした誘客促進に係る取組	観光物産課 観光企画係	TEL:089-912-2490 FAX:089-912-2489 メール:kankou@pref.ehime.jp
	産業遺産を活用した観光振興に係る取組	観光物産課 観光企画係	TEL:089-912-2490 FAX:089-912-2489 メール:kankou@pref.ehime.jp
	高速道路延伸等を踏まえた南予地域への誘客促進に係る取組	観光物産課 観光まちづくり係	TEL:089-912-2490 FAX:089-912-2489 メール:kankou@pref.ehime.jp
	観光体験メニューの育成支援に係る取組	観光物産課 観光まちづくり係	TEL:089-912-2490 FAX:089-912-2489 メール:kankou@pref.ehime.jp
	しまなみ海道地域の広域的な観光振興に係る取組	観光物産課 観光まちづくり係	TEL:089-912-2490 FAX:089-912-2489 メール:kankou@pref.ehime.jp
	首都圏での県産品の販路拡大に係る取組	観光物産課 県産品振興係	TEL:089-912-2490 FAX:089-912-2489 メール:kankou@pref.ehime.jp
	B級ご当地グルメ・郷土料理を活用した観光振興に係る取組	観光物産課 県産品振興係	TEL:089-912-2490 FAX:089-912-2489 メール:kankou@pref.ehime.jp
	伝統的特産品を活用した観光振興に係る取組	観光物産課 県産品振興係	TEL:089-912-2490 FAX:089-912-2489 メール:kankou@pref.ehime.jp
	外国人観光客受入態勢整備に係る取組	国際交流課 国際観光係	TEL:089-912-2311 FAX:089-921-5931 メール:kokusai@pref.ehime.jp
地域社会雇用等	県産品等を活用した産業振興に係る取組	産業政策課 連携支援係	TEL:089-912-2471 FAX:089-912-2259 メール:sangyoseisaku@pref.ehime.jp
	未就職卒業者に対する就職支援に係る取組	雇用対策室 雇用企画係	TEL:089-912-2505 FAX:089-912-2508 メール:koyoutaisaku@pref.ehime.jp
	フリーター等若者の就職支援に係る取組	雇用対策室 雇用企画係	TEL:089-912-2505 FAX:089-912-2508 メール:koyoutaisaku@pref.ehime.jp
	障害者の雇用促進、就労支援のための取組	雇用対策室 雇用支援係	TEL:089-912-2505 FAX:089-912-2508 メール:koyoutaisaku@pref.ehime.jp
	商店街の活性化に係る取組	経営支援課 商業振興係	TEL:089-912-2464 FAX:089-912-2479 メール:keieishien@pref.ehime.jp
	多文化共生地域づくりのための取組	国際交流課 国際交流係	TEL:089-912-2312 FAX:089-921-5931 メール:kokusai@pref.ehime.jp

テーマに関するお問い合わせは、担当課で受け付けています。